

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）が休業の要件を満たさないとした判断に誤りがあったとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、自転車で出勤途中、左方から走行してきた自転車と衝突し、転倒負傷したものである。直ちに、〇病院に救急搬送され入院し、その後、同年〇月〇日退院、平成〇年〇月〇日まで当該病院に通院加療し、同日治癒となったものである。

請求人は、監督署長に対して、当該病院に受診した平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで（以下「当該請求期間」という。）の30日分について休業給付を請求したところ、監督署長は、通院した10日間について、支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

平成〇年〇月当時も、左肩口の傷口の痛みと、首から腕にかけて筋の突っ張り感が続いており、簡単な作業もできなかつたため、平成〇年〇月〇日までの全額支給を求める。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

主治医は、〇月より就労可能と判断しており、休業給付請求書の「療養のため労働することができなかつたと認められる期間」には請求人が実際に休業した日数を記載したもので、請求人の症状が軽作業をできないとする理由はなく、当該請求期間について、通院日のみ療養のため休業を要した日と認め、休業給付を支給したものである。

4 審査官の判断

(1) 本件において、監督署長は、平成〇年〇月〇日、請求人の主治医と面談し、請求人の症状や療養内容等を聴取したところ、主治医から「平成〇年〇月受診時には（左肩に）痛みはなく、可動域も屈曲160°であることから、〇月から就労可能としてよい。」との確認を得たため、同年〇月については、請求人の症状が軽作業を出来ないとはいえないと判断した。

しかしながら、〇医師からの上記確認内容にある「平成〇年〇月受診時」とは、同月〇日をいうものとみられるところ、同年〇月〇日、〇月〇日及び〇月〇日に作成されたリハビリテーション総合実施計画書には、いずれも最大ROM時痛や創部痛があるとし、問題点として、疼痛、労作障害等が記載されており、上記確認内容と一部矛盾が認められる。

さらに、主治医は、同年〇月〇日付け意見書において、請求人について、「平成〇年〇月から〇月末日までの症状及びこの間の軽作業を含む就労の可否については、左肩の軽度の可動域制限あり、衣服の着脱にやや困難さがあつた。軽作業の就労にやや困難さが残存していたと考えられる。」と記述している。これらのことに加え、現に、請求人が同年〇月〇

日以降も、当該病院のリハビリを継続し、自己負担により自宅で「リフレッシュ操体」の指導を受けていたことも考慮すると、上記確認内容をもって、同年〇月〇日以降、請求人の症状が、軽作業を含め労働することができない状態ではなかったとする監督署長の判断が合理的なものとはいい難く、同年〇月〇日現在は就労可能であるとする「就労可能証明書」が〇医師により作成され、請求人が〇公共職業安定所に提出していることや、プレート抜釘術からの経過期間、請求人の年齢等を併せ考慮すると同月〇日から同月〇日までの間において請求人は、労災保険法に定める「療養のため労働することができない」状態にあったものと認めるのが相当である。

(2) 以上の次第であるから、請求人は、当該請求期間中の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までは「療養のため労働することができなかった」ものと判断され、同月〇日以降の日については、監督署長意見のとおり、当該病院への通院日を支給対象とするのが妥当である。ただし、同年〇月〇日については、失業給付がなされていることから、除外するのが妥当である。

(3) よって、監督署長が、請求人に対して当該期間について通院（受診）日を除いては休業給付を支給しないとした処分は、これを取り消すべきである。